

# さくら市終身建物賃貸借制度実施規則

平成 28 年 3 月 25 日

規則 第 17 号

## (趣旨)

第 1 条 終身建物賃貸借制度の実施については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号。第 5 条において「省令」という。）及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年栃木県条例第 31 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## (事業の認可の通知)

第 3 条 法第 55 条の規定による通知は、終身建物賃貸事業認可通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

## (事業の変更)

第 4 条 認可事業者は、法第 56 条第 1 項の規定による認可を受けようとするときは、あらかじめ、終身建物賃貸事業変更認可申請書（様式第 2 号）により市長に申請しなければならない。

2 法第 56 条第 2 項において準用する法第 55 条の規定による通知は、終身建物賃貸事業変更認可通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

## (事業の軽微な変更)

第 5 条 認可事業者は、法第 56 条第 1 項及び省令第 38 条に規定する軽微な変更をしたときは、その旨を終身建物賃貸事業変更届出書（様式第 4 号）により遅滞なく市長に届け出なければならない。

(賃貸借契約)

第6条 終身建物賃貸借の契約は、原則として、終身建物賃貸借標準契約書(様式第5号)により行うものとする。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第7条 認可事業者は、法第58条第1項の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請された場合で法第58条第1項の規定による承認をするときは、その旨を終身建物賃貸借解約申入れ承認通知書(様式第7号)により、承認をしないときは、その旨を終身建物賃貸借解約申入れ不承認通知書(様式第8号)により当該申請をした認可事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第8条 法第67条第2項の規定による届出は、終身建物賃貸事業地位承継届出書(様式第9号)により行わなければならない。

- 2 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、法第67条第3項の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ、終身建物賃貸事業地位承継承認申請書(様式第10号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請された場合で法第67条第3項の規定による承認をするときは、その旨を終身建物賃貸事業地位承継承認通知書(様式第11号)により、承認をしないときは、その旨を終身建物賃貸事業地位承継不承認通知書(様式第12号)により当該申請をした認可事業者に通知するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、法第68条の規定に基づき命ずる場合は、終身建物賃貸事業改善命令書(様式第13号)により行うものとする。

(事業の認可の取消し)

第10条 法第69条第2項において準用する法第55条の規定による通知は、終身建

物賃貸事業認可取消通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（事業の廃止）

第 11 条 法第 70 条第 1 項の規定による届出は、終身建物賃貸事業廃止届出書（様式第 15 号）により行わなければならない。

（管理状況報告）

第 12 条 認可事業者は、毎年 3 月末日現在における認可住宅の管理の状況について、当該年の 5 月末日までに終身建物賃貸事業管理状況報告書（様式第 16 号）により市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。